

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 動物の適正な飼養等（第8条－第11条）</p> <p>第4章～第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第26条第1項</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>（4）・（5） [略]</p> <p>（飼い主の責務）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 動物の所有者（法第10条第1項の登録を受けた者及び法<u>第24条の2</u>の規定による届出をした者を除く。以下この条において同じ。）は、終生にわたり動物の飼養をするよう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第3章 動物の適正な飼養等</p> <p><u>（飼い主の遵守事項）</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 <u>犬</u>の適正な飼養等（第8条－第11条）</p> <p>第4章～第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第25条の2</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>（4）・（5） [略]</p> <p>（飼い主の責務）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 動物の所有者（法第10条第1項の登録を受けた者及び法<u>第24条の2の2</u>の規定による届出をした者を除く。以下この条において同じ。）は、終生にわたり動物の飼養をするよう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第3章 <u>犬</u>の適正な飼養等</p> |

第8条 飼い主（法第10条第1項の登録を受けた者及び法第24条の2の規定

による届出をした者を除く。以下この条及び第10条において同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い主の氏名及び連絡先を記載し、又は記録した首輪又はマイクロチップのその飼養をする動物への装着等、当該動物の飼い主であることを明らかにするための措置を講ずること。
- (2) その飼養をする動物の種類、発育状況等に応じ、適正にえさ及び水を与えること。
- (3) その飼養をする動物の種類、習性等に応じた動物の飼養をするための施設（以下「飼養施設」という。）を設け、これを適正に維持し、及び管理すること。
- (4) 飼養施設の内外を常に清潔にし、悪臭及び害虫の発生を防止すること。
- (5) その飼養をする動物が道路、公園その他の公共の場所及び他人の土地内をふん尿その他の汚物により汚染しないようにすること。
- (6) その飼養をする動物は、適正な管理が可能な数を超えないこと。
- (7) 動物と人との間で感染する疾病及び動物相互間で感染する疾病に関する正しい知識を習得し、並びにその飼養をする動物の疾病及び負傷を予防すること。
- (8) その飼養をする動物が逸走した場合には、自らの責任において、速やかに捜索し、及び捕獲等を行うこと。
- (9) 地震、火災等による緊急事態が発生した場合には、速やかにその飼養をする動物を保護すること。
- (10) その飼養をする動物が哺乳類に属し、かつ、離乳前である場合には、当該動物を譲渡しないこと。

(犬の飼い主の遵守事項)

第9条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵

第8条 削除

(犬の飼い主の遵守事項)

第9条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

守しなければならない。

(1)・(2) [略]

(ねこの飼い主の遵守事項)

第10条 ねこの飼い主は、第8条各号に掲げる事項のほか、その飼養をするねこの健康及び安全を保持するため、屋内で当該ねこの飼養をするよう努めなければならない。

2 ねこの飼い主は、前項の規定にかかわらず、屋外で行動できるような方法でねこの飼養をする場合にあっては、ねこがみだりに繁殖することを防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(勧告)

第11条 知事は、飼い主が第8条又は第9条の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、その飼養をする動物の健康及び安全を保持し、又は当該動物が人に迷惑を及ぼすことを防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(立入調査等)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、飼養施設の状況、動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、飼養施設の設置場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 [略]

(動物愛護監視員)

第23条 知事は、前条第1項の規定に基づく立入調査等その他の動物の愛護及び管理に関する監視及び指導を行わせるため、動物愛護監視員を置く。

2 [略]

(1)・(2) [略]

第10条 削除

(勧告)

第11条 知事は、犬の飼い主が第9条の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、当該飼い犬が人に迷惑を及ぼすことを防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(立入調査等)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、動物の飼養をするための施設（以下「飼養施設」という。）の状況、動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、飼養施設の設置場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 [略]

(動物愛護監視員)

第23条 知事は、前条第1項の規定に基づく立入調査等その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置く。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。